

入札監理小委員会における審議結果報告

「独立行政法人水資源機構 千葉用水施設管理業務」

独立行政法人水資源機構の千葉用水施設管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業概要

（１）事業の概要

○事業概要

水資源機構が管理する、印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設について、巡視点検、軽微な維持補修、水質検査、除草、除塵、及びストックマネジメント現地調査に係る作業等を実施

○実施施設

- ①印旛沼開発施設（大和田機場、印旛機場、酒直水門及び酒直機場、印旛沼調整池堤防他）
- ②成田用水施設、北総東部用水施設及び東総用水施設（北総管理所、東総管理所、成田用水施設、北総東部用水施設、東総用水施設）
- ③房総導水路施設（房総導水路管理所、長柄ダム管理棟、東金ダム管理棟他）

○事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日の 3 年間（市場化テスト 1 期目）

○事業の目的

安定して水を農地や工場、家庭に供給するために、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水及び房総導水路の 5 施設の施設管理を実施

（２）選定の経緯

1 者応札が継続しており競争性に課題が認められることから、「公共サービス改革基本方針」（令和 6 年 6 月 25 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○入札スケジュール

入札公告の前倒し（１ヶ月程度）、準備期間として落札決定から業務開始まで１ヶ月程度確保（【資料３－２】１６／１８３頁）

○入札参加資格要件の緩和

配置予定業務管理責任者における「技術的行政従事の経験年数」の緩和（25年を15年へ緩和）（【資料３－２】１４／１８３頁）

○仕様書の見直し

- ・管理業務員における「技術的行政従事の経験年数」の緩和（10年を8年へ緩和）（【資料３－２】５３／１８３頁）
- ・業務数量総括表において自動車保険料見込みを記載し、事業者の見積り作業の参考とした。（【資料３－２】１７３／１８３頁）

○民間参入促進

- ・複数年契約の拡大（２年を３年へ拡大）（【資料３－２】３、１１／１８３頁）
- ・従来の実施状況に関する情報の開示（【資料３－２】２９～３４／１８３頁）
- ・メールマガジンによる周知情報の充実（配置計画や概要資料等の追加）（【資料３－２】契約状況等の推移）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点１】競争参加資格と業務実績において「特殊法人等」「水路施設等」とあり、「等」について不明確である。

【対応１】「特殊法人等」の内容については（注２）として定義した。「水路施設等」は同種のものが存在する可能性があり記載していたが、混乱するため削除した。（【資料３－２】１４／１８３頁）

【論点２】別紙 従来の実施状況に関する情報の開示における「業務の繁忙の状況とその対応」の表について、何を表す数字なのか分かりづらい。また、業務管理責任者の関わりがこの表では分からない。

【対応２】業務場所別及び１週間の稼働が分かる表とし、業務管理責任者の工数も追記した。（【資料３－２】３０～３２／１８３頁）

【論点３】仕様書第９節２.④「同種業務」とは何を指すのか。

【対応3】資料3.3(2)に示す「同種業務として認める履行実績の要件」参照を追記した。(【資料3-2】53/183頁)

【論点4】1.1(2)業務の内容が分かりづらい。具体的な説明がなければ新規事業者は理解できず、見積りも難しいのではないか。

【対応4】1.1(2)に「※具体的な作業内容・頻度は1.2.1達成目標及び仕様書第2章業務内容に示す。」を追記した。またメルマガに現地作業写真等を補強する。(【資料3-2】2、64/183頁)

【論点5】4.(4)入札の実施手続き及びスケジュールについて、公告から申請書類等の提出期間が年末年始を挟んでおり、非常に短期間となる可能性がある。新規事業者の参加検討や資料作成のために1ヶ月程度配慮して欲しい。

【対応5】入札公告を12月下旬から12月中旬に見直し(前倒し)年末年始期間を考慮して、申請書作成期間を実質1ヶ月程度確保した。(【資料3-2】16/183頁)

【論点6】業務範囲と地域的な広さが新規事業者の入札参加を留まらせているのではないか。業務の規模と内容について、事業者への市場調査等を検討してはどうか。

【対応6】過去には分割発注(各事務所発注)をしていたこともあったが、事業所の合併(総合事務所化)や事務の合理化のため、現在は集約発注としている。集約発注により発注ロットが大きくなり、受注の魅力度は大きくなると考えている。このため今回は原案で実施したいと考えるが、今後の発注においては、経済性、受注可能性のある企業の状況等を踏まえ、分割発注の可能性も検討したい。

【論点7】業務内容には、単純な作業も含まれており、業務管理責任者に対する資格がスペックオーバーとなっていないか。

【対応7】配置予定の「管理員」ではなく、「業務管理責任者」に求める資格であり、業務内容には、安定通水に関わる構造物や水質の異常発生時の対応も含まれていることから、オーバースペックとは考えていない。また、資格を幅広く提示しており、いずれかの資格又は経験を有する者としている。(【資料3-2】13~14/183頁)

【論点8】1.2確保されるサービスの質について、1.2.2モニタリングの

方法（業務評価）が分かりにくい。

【対応 8】 次の記載に修正した。（【資料 3－2】 6 / 1 8 3 頁）

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

機構は業務の目標の達成状況を確認・評価は、下表の測定指標によるものとする。

基本的な方針	主要事項	測定指標
施設管理業務を通して、的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めることを可能とすること。	管理施設の維持管理 ①水質異常、施設の不具合を早期発見 ②印旛沼堤防の除草により堤防異常を早期発見 ③軽微な維持補修による機能や安全性を維持 ④取水工の塵芥作業等による通水機能の確保	業務履行報告書【添付：業務履行調査、業務日報、各点検記録簿、各水質調査記録簿、状況写真】により、月 1 回の業務履行確認及び完了検査で履行内容を確認

【論点 9】 業務実績において、国・自治体ほか関連機関等の官公庁の実績を求めているが、民間企業発注業務は範疇に入らないのか。

【対応 9】 3. 3 配置予定業務管理責任者の要件（１）に「12）水道用水、工業用水を供給する施設の維持管理を民間事業者の職員として 15 年以上の経験を有する者」を追加した。（【資料 3－2】 1 4 / 1 8 3 頁）

4. パブリックコメントへの対応について

独立行政法人水資源機構において、令和 7 年 10 月 8 日（水）～令和 7 年 10 月 21 日（火）までの 14 日間、パブリックコメントを実施したが、意見は寄せられなかった。

以上